

埼玉県の浄化槽台帳整備

全国浄化槽行政担当者会議 2023/3/22





目次

- 1 埼玉県浄化槽行政・浄化槽台帳
- 2 埼玉県浄化槽適正処理促進協議会での検討
- 3 浄化槽台帳への維持管理情報入力体制の整備
- 4 今後の課題



埼玉県の浄化槽行政・浄化槽台帳

- 浄化槽設置基数 R3 468,912基(単独 226,167基、合併 242,745基)
- 法定検査受検率 R3 22.3% (R2全国平均45.7%の半分以下)
- 生活排水処理率 R3 93.6%(R7 100%目標。埼玉県生活排水処理施設整備構想)

課題への対応

これまで、補助制度を通じた合併処理浄化槽への転換の促進や、市町村と連携した法定検査制度の周知などに取り組んでいる。

対象者への直接的な働きかけが効果的と考えられるが、県や市町村が保有する浄化槽台帳には廃止届の不履行等のために不正確な情報が散見されることから、台帳による対象者の抽出は困難な状況にある。

令和2年4月1日施行の改正浄化槽法を機に、埼玉県浄化槽処理適正処理促進協議会を令和2年7月に設置するとともに、浄化槽台帳の整備について協議を進めることとなった。



埼玉県の浄化槽行政・浄化槽台帳

浄化槽法の改正（令和2年4月1日施行）

- ・浄化槽台帳に記載する事項に 法定検査、保守点検、清掃の実施状況が追加
- ・転換や法定検査受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能に
- ・浄化槽台帳のシステム化について3年を目途に整備に努める（環境省通知）

埼玉県の状況は？

- ・使用実態が把握できていない。
- ・浄化槽台帳に維持管理情報は入力されていない。
- ・業者から維持管理情報を収集したが、紙等デジタル化非対応で浄化槽台帳への反映が困難。

課題

- ・業者（700者）のデジタル化
- ・浄化槽台帳と維持管理情報の突合

台帳の整備に向けたスケジュール

- 令和2年度～：埼玉県浄化槽適正処理促進協議会において検討
- 令和3年度：維持管理情報を台帳に記載する体制の整備
- 令和4年度～：維持管理情報の収集による使用実態の反映



埼玉県浄化槽適正処理促進協議会での検討

埼玉県浄化槽適正処理促進協議会の設置(令和2年度～)

浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行うため設置。

・協議事項

- (1) 浄化槽の整備促進に関すること
- (2) 浄化槽の適正な維持管理の促進に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な事業等

・協議会委員

学識経験者、指定検査機関、関係団体、市町村職員、県職員

作業部会(令和2年度～)

1 目的

浄化槽の維持管理情報の収集方法等の体制整備について、実務者の視点から、持続的に運用可能な仕組みの構築に向けた検討を行う。

2 委員

学識経験者、浄化槽保守点検業者代表、浄化槽清掃業者代表、市町村職員、県職員

3 検討事項

・浄化槽台帳に記録する維持管理情報の収集システムの設計・運用とそれに関連する事項



R2協議会報告(浄化槽台帳の整備状況)

1 浄化槽台帳の現状と課題

(1) 台帳作成機関

- ア 保健所設置市、台帳事務移譲市(9)→各市が台帳を作成
 - イ 指導事務移譲市町(台帳事務移譲市を除く)(21)→市町村が作成した台帳の提供を受けて、県が台帳を保有
 - ウ 上記以外の市町村(33)→県が台帳を作成
- ⇒ 台帳作成機関(ア、イ及び県の31機関)により考え方や取組が様々

(2) 台帳システムの導入状況

- ア 全国浄化槽団体連合会の浄化槽台帳システム 旧スマート浄化槽 現在 Z-Join
 - ・令和元年6月から県水環境課と7環境管理事務所に導入
 - (令和4年度現在、県と6市で導入。令和5年度に5市町で導入予定)
 - イ その他
 - ・下水道システムや、市のGISと連動した台帳システムを導入している市町村もある。
 - ・システムを導入していない市町村でも台帳情報の電子データ化はされており、エクセル等により管理されている。
- ⇒ すべての台帳作成機関において台帳情報は電子データ化されているが、各機関の台帳システムは統一化されていない。

(3) 既存の台帳情報

- ・既存台帳情報の精度は台帳作成機関によって大きく異なっている状況にある。
 - ・原因としては、住所等の誤記や廃止届の未履行などが考えられる。
 - ・各台帳作成機関において下水道接続情報等による既存台帳情報の精査を行っているが、現状の手法では浄化槽の使用実態の把握には限界がある。
- ⇒ 多くの市町村において使用実態が把握できているとは言い難い状況にある。



R2協議会報告(台帳整備の考え方)

(1) 台帳情報の質の確保に向けて

ア 設置(使用開始)情報の把握

- ・設置届や建築確認申請と7条検査受検情報により、使用開始した浄化槽を正確に把握(県、市町村、指定検査機関)

イ 廃止(休止)情報の把握

- ・新たな下水道接続情報等により、使用廃止浄化槽を把握(市町村、県)
- ・維持管理情報により、廃止(休止)の清掃を実施した浄化槽を把握(清掃業者、県、市町村)
- ・維持管理情報により、一定期間以上維持管理が行われていない浄化槽を把握(保守点検業者、清掃業者、指定検査機関、県、市町村)

ウ 無届浄化槽の把握

- ・維持管理情報により、無届浄化槽を把握(保守点検業者、清掃業者、指定検査機関、県、市町村)

一時的に精査するのではなく、
継続的に精査できる体制が必要。

(2) 取組の方向性

- ・維持管理情報を継続的に台帳に記載することにより、浄化槽の使用実態を把握でき、台帳情報の質が確保できる。
- ・48万基の浄化槽維持管理情報は膨大であり、情報収集には、新たな仕組みの構築を含む情報のデジタル化が不可欠。
- ・設置に関する情報は紙による設置届等であることから、県と指定検査機関が連携して、7条検査情報との紐付けによる設置・使用情報の正確な把握と台帳への記載を進める必要がある。
- ・県と各市町村は台帳システムの統一が望ましいが、市町村内部で他のシステムと連動している状況もあるため、当面は異なるシステムであっても円滑な情報共有が行えるような運用体制を、県が主導して整備することが必要である。

(3) 関係機関の取組の概要

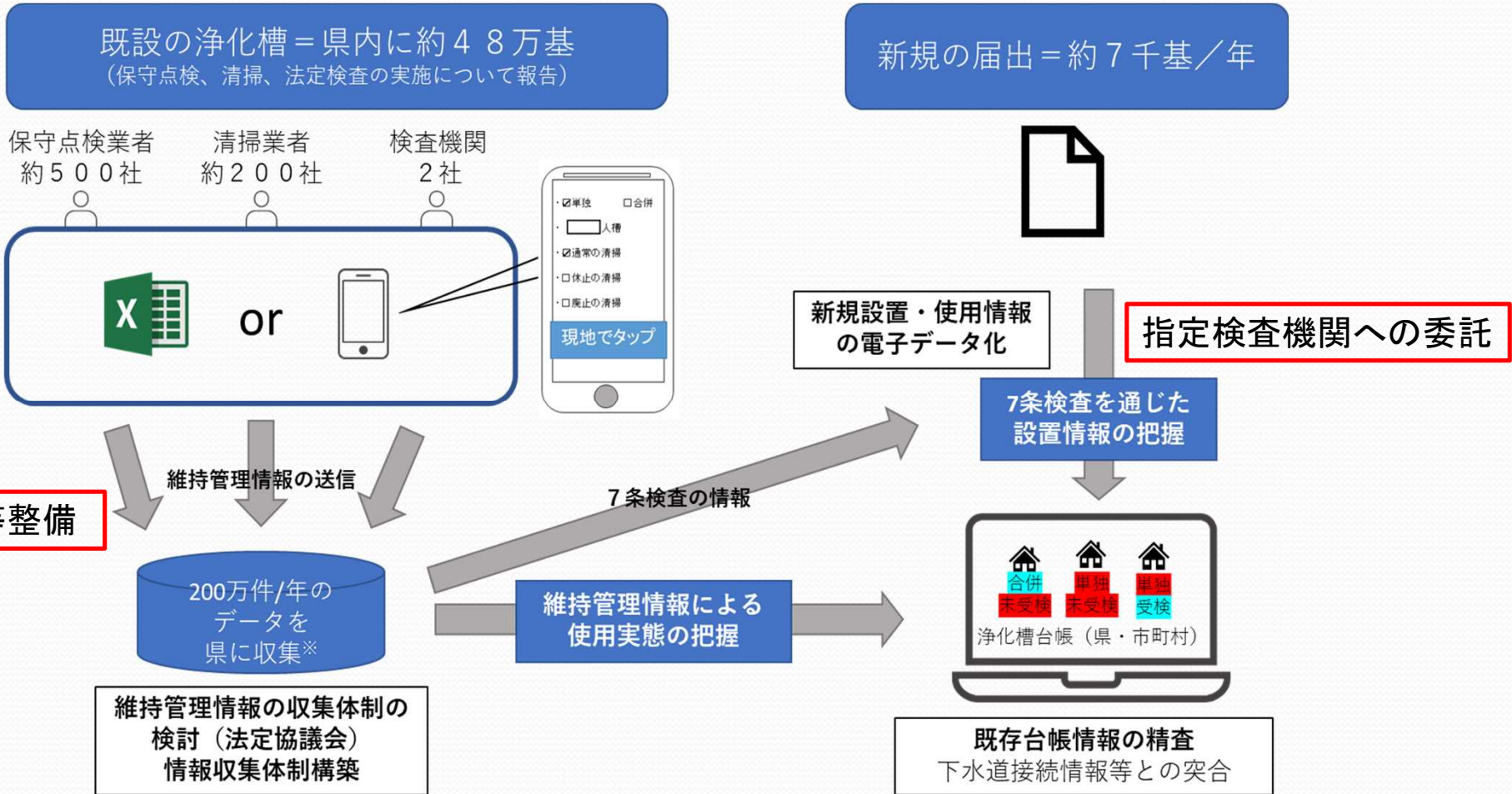
- ・関係機関は、合併処理浄化槽への転換と浄化槽の適正な維持管理を促進するため、連携の上、浄化槽台帳を整備する。
- ・県・市町村・業界団体等は、あらゆる機会を捉えて各事業者_に浄化槽に関する情報の電子データ化を働きかけていく。
- ・県、市町村のほか、すべての保守点検業者、清掃業者、指定検査機関は、浄化槽に関する情報の電子データ化を進める。
- ・県は、自社で電子データ化が困難な事業者に対し、電子データ化を支援する必要がある。(スマートフォン報告ツールの提供)
- ・電子データ化が困難な事業者は、報告ツールを使用して電子データ化に努める。
- ・各事業者は、当面は浄化槽の使用実態を把握するための最小限の項目を、県又は市町村に定期的に電子情報にて提供する。



R2協議会報告(台帳整備イメージ)

台帳整備イメージ(目指す姿)

- ・すべての事業者は、浄化槽に関する情報を電子データ化し、県・市町村に定期的に報告(情報提供)する。
- ・紙による設置届等と7条検査情報との紐付けにより、設置・使用情報を正確に把握し、台帳へ記載する。





R3作業部会での意見

令和3年6、7、9月に作業部会でシステムの仕様・実用性等の詳細について検討を行った。
作業部会・仮運用の中で以下の意見があった。

意見内容

保守点検は下請け業者に委託している場合があるので、システム設計に当たってはその点を考慮してほしい。

- ・点検業者をリストで複数選べるようにしたい。
- ・下請業者の場合は、過去履歴をすべて見えて良いわけでない。
- ・元請業者の場合は、管轄内の過去履歴を参照したい。
- ・元請業者が下請業者の権限を管理するしくみが良いと考える。

以下の報告業務を想定して画面イメージ／画面遷移を作成してほしい。

- ・近くにポイントが複数あり、どちらのポイントかわからない。
ひとまずどちらかで報告を登録し、帰社後、会社のパソコンで開き、資料を見ながら確定作業して送付
- ・山間部にも浄化槽はあり、そういったところでは電波が入らない。帰社後に10件ほどまとめて登録
- ・最初に間違えると以降ずっと間違えてしまう。最初は厳しめの設定がよい。
- ・なんども誤送信してしまうことを考慮した機能／フローにしてほしい。
(1分以内に複数報告ある場合は、いずれかを削除／確認メッセージ表示／過去履歴からの入力チェック等)

報告内容をCSV出力し、自社GISに取り込むなどして活用したい。

スマホ版に検索機能は必要ではないか？例えば、浄化槽管理者で検索をして位置を特定するといった作業を想定。

- ・指紋認証や顔認証によるログインを可能とできないか。
- ・現場ごとに毎回PWを入力するのでは使い勝手が悪い。

現場にあるひとつの浄化槽に対して、システム上で複数の浄化槽として登録されないようなしくみが必要。

下請け業者や閲覧制限をかける社員に対し、浄化槽の閲覧範囲を設定する機能について、業務用途を踏まえた上で使いやすい機能を実装してほしい。



浄化槽台帳への維持管理情報入力体制の整備

保守点検・清掃事業者

県・市町村

凡例：📍 緯度経度情報 🏠 住所情報

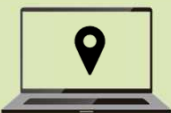


メール等

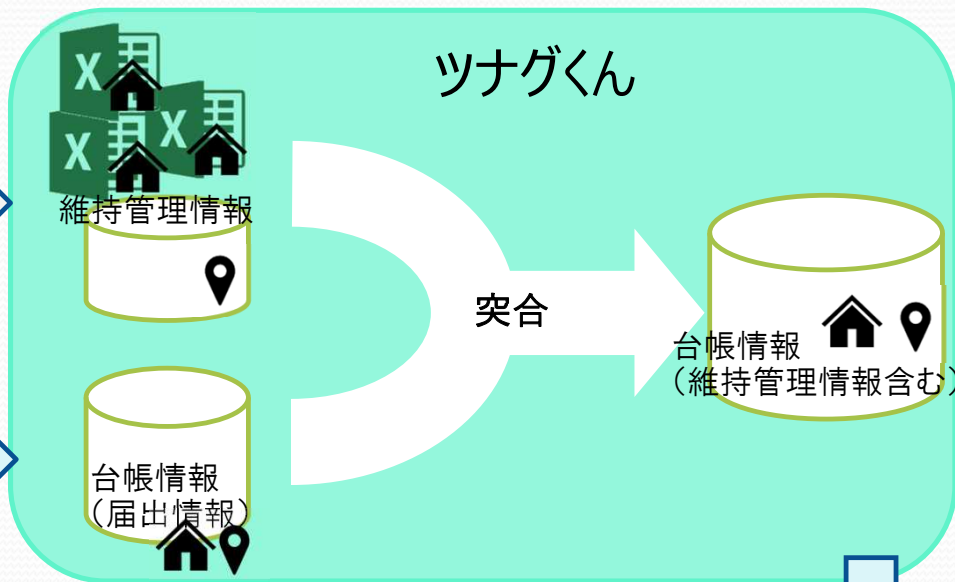


報告くん

登録



登録



Z-Join: 浄化槽台帳システム

台帳情報 (届出情報)



台帳情報 (維持管理情報含む)



報告くん



エクセル

位置情報

 35.85707851729259, 139.64762927399542

浄化槽の種類

各社の浄化槽管理番号

実施日

業者名

種別
 保守点検 清掃 保守点検と清掃

清掃の種類

報告ステータス
 確定

●浄化槽の種類
単独/合併を選択

●各社の浄化槽管理番号
他の番号と重複できない

▲実施日
自動入力(修正も可能)

■業者名

▲種別
保守点検/清掃を選択

▲清掃の種類
通常/廃止/休止を選択

▲確定
一時保存(仮確定状態)の場合は
チェックを外す

- ・・・必ず入力が必要な項目
- ▲・・・状況によっては入力が必要な項目
- ・・・入力不可

保守点検

実施日	地名地番
業者番号	設置者
業者名	設置者電話番号
浄化槽管理番号	
浄化槽タイプ (1単独2合併)	管理者
人槽	管理者電話番号
市町村コード	使用者
住所	使用者電話番号



報告くんについて

○モバイル（画面等）

<https://www.jokaso-ss.jp>
とURLに入力



浄化槽自動収集システム

ID test0

Password saitama@1

ログイン




地図変更 (Map Change)

住所等検索 (Search for address etc.)

現在地 (Current location)

位置情報 (Location information)

35.85707851729259, 139.64762927399542

浄化槽の種類 (Septic tank type)

単独 (Single)

各社の浄化槽管理番号 (Company's septic tank management number)

各社の浄化槽管理番号 (Company's septic tank management number)

実施日 (Implementation date)

2021/10/20

業者名 (Company name)

123

種別 (Type)

保守点検 清掃 保守点検と清掃

清掃の種類 (Cleaning type)

通常 (Normal)

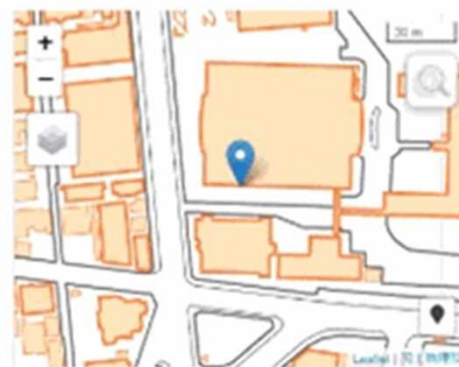
報告ステータス (Report status)

確定 (Confirmed)

+ 戻る (Back) | ✓ 実行 (Execute)

○機能

- ・背景地図を変更可能。
(地理院地図(標準・淡色)、衛星画像)
- ・2回目以降の報告では、地図上のピンから簡易に報告。



- ・報告内容の検索機能・一覧表のCSV出力可能。
(追加情報を入力することで電子データ化が可能)
- ・住民説明用の証明書を表示。
- ・下請業者のID管理・閲覧制限



ツナグくんについて

自動突合

- ・「業者名」「業者独自の浄化槽番号」が一致しているかどうか
- ・「住所」が完全一致しており、かつ一致する台帳が1基のみ場合
- ・「位置情報が5m以内」にあり、かつ、抽出される台帳が1基のみの場合

浄化槽台帳情報

「業者名」「業者独自の浄化槽番号」
「住所」「位置情報」

住所突合では、
表記ゆれを事前補正
(半角全角、-等を補正)

業者報告情報

「業者名」「業者独自の浄化槽番号」「住所」
「位置情報」

突合！

※ 2回目以降は、業者が変更された浄化槽以外は基本的に突合される。

手動突合

- ・自動突合できなかった情報は、地図情報の検索等を行い手動突合します。

手動突合

位置情報 ± 100 m までの範囲
住所 仁手
地名地番

設置者
設置者電話番号
自治体独自番号
使用者
使用者電話番号
合併
単独
人種

保守点検情報(報告データ)

実施日	2022-07-12	人種	入	住所	仁手
業者名	株式会社東環工	緯度	36.249789	地名地番	
業者独自の浄化槽番号	0495241391-01	経度	139.211299	設置者	
編集フラグ	1:新規登録	市町村コード	112119	設置者電話番号	
処理順id	0000000123-20220			管理者	
浄化槽タイプ	2合併			管理者電話番号	
				使用者	
				使用者電話番号	

台帳情報(概要)

住所: 本庄市仁手1789
地番: 本庄市仁手1789
設置者: 学校法人 塩原学園 本庄第一高校
管理者: 学校法人 塩原学園 本庄第一高校
使用者:

突合	浄化槽番号	ポイントからの距離(m)	地番一致率	住所一致率	種別一致	人種一致	設置者一致率	設置者電話一致率	管理者一致率	管理者電話一致率	使用者一致率
○	21110001911	16	0.00%	0.00%	○	×	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
○	21110000588	16	0.00%	0.00%	○	×	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
○	21120000075	16	0.00%	0.00%	×	×	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

36°14'59.2"N 139°12'40.7"E
36.249789, 139.211299

〒367-0002 埼玉県本庄市仁手1-7-8-9
66X6-WG7 本庄市、埼玉県

R4維持管理情報報告の運用状況(保守点検業者)

R4.11月～運用開始の周知

- 報告の運用・開始方法の案内通知
令和4年5月、8月に通知
11月～運用開始
各環境管理事務所から周知（11月～）
- 情報提供方法に係る説明会（6月、4回）
合計 134名（100業者）

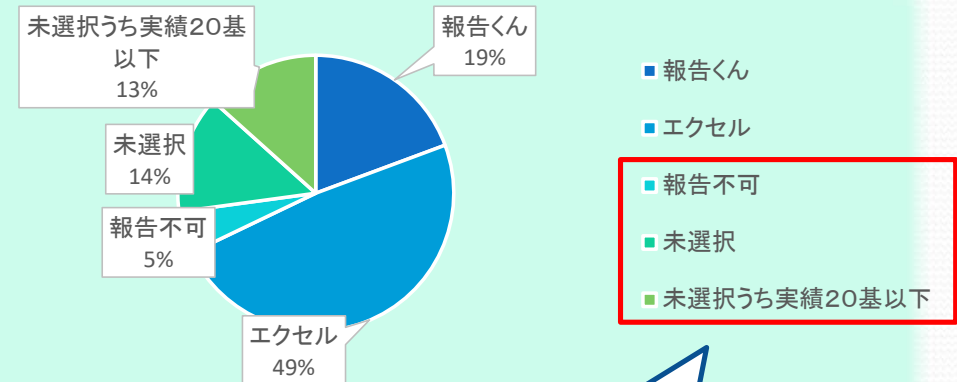
- 管理士研修
7月2会場 208名（114業者）
加須会場 2/8 114名（59業者）
川越会場 2/22 122名（75業者）
合計 444名（248業者）

通知・説明会・管理士研修で丁寧に説明したが、全体への周知が難しい。

業界団体の組織率が約20%
全業者が集まることは困難。

11月～運用状況

業者の報告方法（業者数）



- 報告方法申請業者の割合
68%（業者数ベース）
86%（R2点検件数実績ベース）

11、12月報告の状況（業者数）

報告方法	業者数
報告くん	56
エクセル	190
計	246

11、12月報告件数（県全域、点検件数）

報告方法	件数
報告くん	12205
エクセル	91134
計	103339

（理由）
高齢、ネット環境×
多忙、PC・スマホ×
（検討事項）
対応を促したうえで対応不可の業者は紙報告で行うことも検討。

報告件数は順調だが、ツナグくん自動突合率が約50%。突合率向上のため委託業務実施中。



維持管理情報報告の問題点・今後の課題

突合率の低さ

○同じ住所に複数浄化槽がある場合や建売物件で情報が不足している場合等、突合に判断を要するもの。

○報告くんの地図情報から正確な緯度経度が取得できなかったもの

・国土地理院地図(報告くんで使用)



・グーグルマップ



地理院地図の更新頻度が低く、最新の地図と異なる地図となっており、正確な緯度経度の取得が困難な場合がある。
地図ソフトの変更(住宅地図やグーグルマップへの)変更も検討が必要。



維持管理情報報告の良い点(事業者の声)

・2回目以降の報告



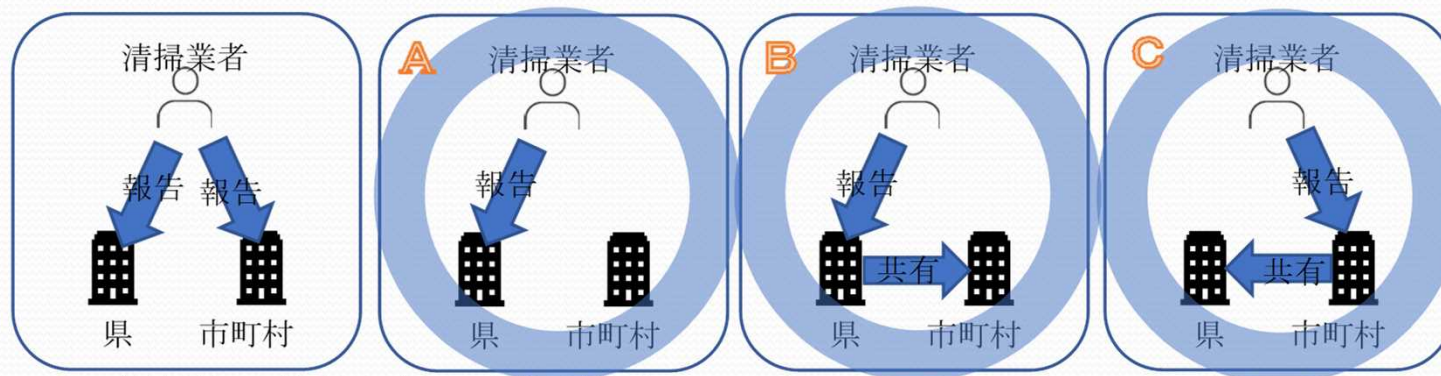
- ・浄化槽のピンをタップするだけで報告。
- ・一覧表で点検実績を管理。
- ・地図で一目で浄化槽位置を把握。
- ・最初は手間がかかり大変だったが、電子データで管理し始めて、業務が楽になった。

- ・操作性が悪い、ボタンが押しにくい、地図がずれる等の悪い点の指摘も多くあったが、作業に慣れてデータが蓄積されてくると使いやすいという意見もあった。



清掃報告に関する課題について

・従来の報告等との重複の解消や電子データ化が必要であり、まだ運用開始できていない。



※報告、共有はすべて電子情報

各市町村・組合との調整

清掃業者からの報告についてA、B、Cのいずれの方法によるかを検討中。

- ・既に清掃情報を収集している市町村→C
電子化の支援(押印の要否の整理、セキュリティの高い電子データの收受方法等)
- ・清掃情報未収集の市町村→AまたはB
清掃業者・市町村と報告徴収方法に関する協議・協力要請(市町村ごとに実施)

令和5年度～利用体験期間を設け、各市町村との調整を行い、令和5年11月～運用開始予定。



今後の課題・まとめ

行政としての課題

- ・報告方法未選択業者・報告不可業者への対応、支援。メリット・報告の必要性の説明
- ・清掃報告に関する調整

システムの課題

- ・未突合情報の台帳への反映、突合率の向上
- ・緯度経度による報告・突合精度の向上

まとめ

- ・浄化槽台帳整備には協議会の活用が有効。
- ・業者・浄化槽台帳のデジタル化が必須。
- ・埼玉県では体制整備はできたが、運用面での課題が多い。



**関係機関・市町村・県が
「ワンチーム」となって進めることが大切。**